

入湯税特別徴収の手引



令和7年12月
八幡平市企画総務部税務課

1 入湯税について

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設および消防施設その他消防活動に必要な施設の整備ならびに観光の振興に要する費用に充てるための目的税で、鉱泉浴場の入湯に対し、入湯客に課税するものです。

2 納税義務者

市内の鉱泉浴場（温泉施設）で入湯した入湯客です。

「鉱泉浴場」とは、原則として温泉法に規定する温泉を利用する入浴施設をいい、「温泉」とは、温泉法で「地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガスで一定の温度又は物質を有するもの」とされています。温泉を外から運んでいる、いわゆる運び湯による温泉利用施設も入湯税の課税対象となります。

3 課税免除

次のいずれかに該当する者については、入湯税の課税が免除となります。

(1) 12歳未満の人

(2) 修学旅行のための小学校の児童、中学校・高校の生徒とその統導者

教育活動として学校が行い、引率職員が付き添う修学旅行に参加している児童、生徒となります。引率者は、学校教育上の観点から生徒の引率を行う教師などをいいます

(3) 芸術、文化、学習や競技等のための小学校の児童、中学校・高校・専門学校等の生徒、大学生とその統導者

(4) 共同浴場または一般公衆浴場に入湯する人

「共同浴場」寮や社宅などに付設された日常の利用に使われるもの

「一般公衆浴場」住民が日常生活で保健衛生上必要なものとして利用される銭湯などの施設

4 税率

(1) 普通旅館 宿泊入湯客1人1日につき150円、日帰り入湯客1人1日につき75円

(2) 自炊旅館 宿泊入湯客1人1日につき75円、日帰り入湯客1人1日につき35円

(3) その他の施設 日帰り入湯客1人1日につき75円

※同一の鉱泉浴場であれば、入湯回数を問わず、宿泊客は1泊につき、日帰り客は1日につき1回入湯税が課税されます。複数の鉱泉浴場に入湯する場合には、それぞれの鉱泉浴場ごとに課税の判断がされます（1泊2日の場合は、1日として取り扱います）。

5 徴収の方法

特別徴収の方法となります。

「特別徴収」とは、法律および条例に基づき指定された特別徴収義務者が納税義務者から税金を徴収し、八幡平市に納入していただく方法です。

6 特別徴収義務者

市長から指定を受けた鉱泉浴場（温泉施設）の経営者です。

7 特別徴収の手続き

（1） 納入申告書の提出

特別徴収義務者は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月 15 日（土曜日や日曜日、祝日に当たる場合はその翌営業日）までに前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を提出してください。

なお、納入申告書を郵便で提出したときは、郵便物の通信日付印により表示された日に提出があったものとみなします。

提出期限後に納入申告書の提出があった場合には、「不申告加算金」が課されることがありますので、必ず期限内の申告をお願いします

※税額が 0 円の場合でも、毎月納入申告書を必ず提出してください

（2） 納入書による納入

毎月 15 日（土曜日や日曜日、祝日に当たる場合はその翌営業日）までに金融機関等を通じて、納入書で納入してください。納入書には指定番号と期別を必ず記載してください。

【納入場所】※令和 7 年 12 月 1 日現在

岩手銀行、北日本銀行、東北銀行、盛岡信用金庫 本店・各支店

新岩手農業協同組合 本所・各支所

八幡平市役所、西根総合支所、安代総合支所、田山支所

※ゆうちょ銀行（郵便局）で納付の場合は、個別に振替用紙を送付しますので、企画総務部税務課入湯税担当までご連絡下さい。

（3） 電子申告・電子納入

インターネットを利用した地方税ポータルサイト（eLTAX:エルタックス）での電子申告・電子納入が可能です。詳しい手続きの方法は、エルタックスのホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）からご確認ください。

8 延滞金・加算金

(1) 延滞金

法定納期限内に納入されない場合は、次の割合に乘じた額の延滞金が課されます。

期間	法定納期限の翌日から1カ月を経過する日まで	法定納期限の翌日から1カ月を経過する日の翌日以後
令和7年1月1日～12月1日	2.4%	8.7%
令和8年1月1日～12月1日	2.8%	9.1%

(2) 加算金

正当な理由がなく過少な申告があった場合は「過少申告加算金」、期限までに申告をしなかった場合には「不申告加算金」など、次のとおり加算金が課されます。

区分	加算金が課される場合	加算金の割合
過少申告加算金	期限までに申告をしたが、その税額が不正によるもので実際の税額より少なく申告されていた場合 (地方税法第701条の12第1項)	不足税額×10% 期限までに申告した税額または50万円のいずれか多い金額を超える部分は5%加算
不申告加算金	期限後に申告をした場合または期限までに申告がなく、市の調査で税額が決定された場合 (地方税法第701条の12第2項第1号)	納入すべき税額×15% 納入すべき税額のうち、50万円を超える部分は5%加算 (地方税法第701条の12第3項)
	期限後に申告をした後に、その税額が不正によるもので実際の税額より少なく申告されていた場合 (地方税法第701条の12第2項第2号)	
	市の調査で税額の決定があった後に、その税額が不正によるもので実際の税額より少なく申告されていたものだった場合 (地方税法第701条の12第2項第3号)	
	期限後に申告があった場合で、その申告が市の調査で税額の決定があるべきことを予知してされたものでないとき (地方税法第701条の12第6項)	納入すべき税額×5%
重加算金	二重帳簿等で故意に税額を免れようとして期限までに申告したとき (地方税法第701条の13第1項)	不足税額×35%
	二重帳簿等によって故意に税額を免れようとして、期限までに申告をせず、期限後に申告をしなかったとき (地方税法第701条の13第2項)	納入すべき税額×40%

9 特別徴収義務者の経営申告

特別徴収義務者は、鉱泉浴場を経営しようとするときや、経営申告事項に異動があった場合には、鉱泉浴場の施設の所在地や設備など必要な事項を記載した「入湯税経営（異動）申告書」を提出してください。※記載方法は、「13 申告書等の記載例」参照

（1）新たに鉱泉浴場を経営しようとするとき

鉱泉浴場を経営しようとする方は、経営を開始する前日までに「入湯税経営申告書」を提出してください。

（2）申告した事項に異動があったとき

入湯税経営申告書の内容に変更があった場合は、直ちに「経営異動申告書」を提出してください。

また、鉱泉浴場を休業または廃業しようとするときは、「入湯税経営休業・廃業申告書」を提出してください。

10 帳簿（徴収原簿）の記載

特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者）は、入湯客数、課税免除となる入湯客数、入湯税額を帳簿に記帳し、1年間保存してください。

なお、帳簿は、必要事項が網羅されたものであれば、任意の様式で構いません。

11 申告検査

特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者）に対して、地方税法第701条の5の規定により、必要に応じて鉱泉浴場の申告検査を実施します。ご協力と対応よろしくお願ひします。

12 Q & A

Q 無料券や割引券、回数券等で入湯料金を取らない又は割り引いた場合に、入湯税は課税されますか。

A 課税されます。

入湯税は鉱泉浴場における入湯行為に対して課される税であり、入湯客がその入湯行為の対価を支払っているかどうかは問わないものです。そのため、無料券や割引、回数券等の使用であっても、入湯行為に応じた入湯税を納入していただく必要があります。

また、入湯税は本来、鉱泉浴場に入湯された方に課税するものですが、地方税法第20条の6第1項の規定により、特別徴収義務者が納税義務者である入湯客に代わり、入湯税を納付することは可能です。

【地方税第20条の6第1項】

地方団体の徴収金は、その納税者又は特別徴収義務者のために第三者が納付し、又は納入することができる。

Q 一人の入湯客が、一日に複数の鉱泉浴場に入湯する場合、それぞれの鉱泉浴場で課税されますか。

A 課税されます。

同一の鉱泉浴場であれば、入湯回数を問わず、宿泊客は1泊につき、日帰り客は1日につき1回入湯税が課税されますが、複数の鉱泉浴場に入湯する場合は、それぞれの鉱泉浴場ごとに課税の判断がされます。

Q 宿泊客の1人から、病気や怪我などで温泉に入湯していないとの申し出がありました。この場合、入湯税は課税されますか。また、入湯しているかどうかの判断はどうにすればいいですか。

A 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税されるものですので、入湯されていない場合は、入湯税を徴収することはできません。したがって、入湯税をあらかじめ預かっているような場合には、返金いただく必要があります。

入湯しているかどうかの判断については、一般社会通念から温泉旅館等の利用者が鉱泉浴場に入湯しないことは考えにくく、また、個々の利用客が入湯されたかどうかを個別に把握することは現実には困難と考えられることから、実務的には、入湯していないという申し出がない限りは、入湯したものと推定して入湯税を徴収することになります。

Q 入湯税を申告しなかったり納入しなかったりした場合はどうなりますか。

A 地方税法や八幡平市税条例の規定により、特別徴収義務者は、毎月 15 日（土曜日や日曜日、祝日に当たる場合はその翌日）までに、前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を提出するとともに、前月中に徴収した入湯税を納入しなければなりません。

期限までに申告しなかったり、過少な申告をしたりした場合には、加算金が課されます。期限までに納入がない場合は、税金のほかに延滞金を納めていただきまます。また、期限までに納入されず、督促されてもなお完納されない場合は、他の特別徴収義務者との公平性の観点から、財産の差押え等の滞納処分を行うこととなりますので、適正な申告と納入をお願いします。

Q 入湯客がいなかった場合も納入申告書の提出は必要ですか。

A 入湯税額が 0 円の場合でも申告書の提出は必要です。また、納入申告書は複数月分まとめて提出するのではなく、毎月必ず提出してください。

13 申告書等の記載

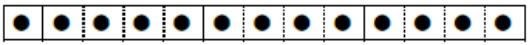
(1) 入湯税納入申告書

令和 ● 年度 3 月分入湯税納入申告書						指定番号	第 ● 号	
						令和 ● 年 4 月 ● 日		
八幡平市長 佐々木 孝弘 様								
						()書きで源泉浴場の名物を入れてください		
特別徴収義務者								
住 所(所在地)						(個人)鉱泉浴場経営者名		
						(法人)経営している法人名と代表者名		
氏 名(名 称)								
電 話						●●●-●●●●-●●●●		
八幡平市税条例第145条第3項の規定により、入湯税の納入について、次のとおり申告します。								
区分 日別	課 税 標 準				課 税 免 除 者 数			
	普 通 旅 館		自 炊 旅 館		その他の施設	12歳未満の者 (義務課税142条第1号該当)	修学旅行のための小学生及びその教導者 (142条第2号該当)	競技等のための大学生及び中学生並びにその教導者 (142条第3号該当)
宿泊	日帰り	宿泊	日帰り		人	人	人	
1	10 人	人	人	人	人	人	人	
2	20							
3	40	8				8		
4	10	4				6		
5								
6								
7		4						
8								
9	5	6						
10	15					7		
11	25	5				4		
12	10	7						
13								
14								
15		5						
16	10							
17	20	4				12		
18	10					7	40	
19		10						
20		8						
21								
22		7						
23								
24	15	8				8	50	
25	10	6				8	50	
26								
27								
28		8						
29								
30		10						
31								
計	200 人	100 人	0 人	0 人	0 人	60 人	0 人	170 人
税率	150円	75円	75円	35円	75円	合計人員		530 人
税額	30,000 円	7,500 円	0 円	0 円	0 円	税額合計		37,500 円

(注) 申告納入期限(毎月15日)を厳守してください。

(2) 入湯税経営申告書

様式第92号 (第32条関係)

第 ● 号	入湯税経営申告書						
令和 ● 年 ● 月 ● 日							
八幡平市長 様							
特別徴収義務者							
住 所 ●●●●●●●● (所在地) 氏 名 ※(個人)鉱泉浴場の経営者名 (名 称) (法人)経営している法人名と代表者名 電 話 ●●●● - ●● - ●●●● 個人番号又は法人番号 							
次のとおり鉱泉浴場を経営しますので申告します。							
鉱泉浴場の所在地等	所 在 地			名 称			
	八幡平市●●●●● 電話 ●● - ●●●●			●●●●●●●●			
経営場所の構造及び 設 備 等	室 数	客 室	広 間	応 接 室	ホ ール	そ の 他	
		10	1	1	1		
	最 大 収 容 人 員		浴 場 の 数 及 び 構 造			従 者 数	
	50 人		タイル張り その他			24 人	
建 物 の 構 造				延 床 面 積			
木造				1248.5 m ²			
経 営 開 始 年 月 日	令和 ● 年 ● 月 ● 日						
摘要							

(根拠法令 八幡平市税条例第149条)